



machine translation
 maschinelle Übersetzung
 traduction automatique
 vertaling 기계 번역
 機械翻訳 traducción automática

翻訳機による特許文献翻訳

翻訳機による自動翻訳は、専門の翻訳家による人間翻訳に匹敵する品質を実現できるのか。現在のところ、この答えは明らかに「ノー」のようである。

一方、技術文書の機械翻訳は、明らかに正確性に関しては十分な水準に達しており、有用性が高いと特許検索者が評価する程である。自動翻訳ユーザ会 (TAUS)¹ の Jaap van der Meer 氏は、先月キプロスで開催されたEPO 特許情報会議のプレゼンテーションでこのように結論付けました²。

機械翻訳技術の第一人者として考えられている van der Meer 氏は、完璧を求めて努力するのを止め、代わりに「有用性」を目指すべきであると語った。高品質な翻訳を確実に提供できるのは人間のみであると、彼は簡単に認めました。機械翻訳を利用すべきか判断する場合、実際に「高品質」は特許検索者が従わなければならない基準であるのかという疑問を彼は呈しました。

許容品質水準に関する我々の見解の如何に関わらず、特許情報の世界では機械翻訳が極めて重要な問題になりつ

つあるのは明らかです。

EPO は審査官用の機械翻訳システムを検討中であり、スペイン語、フランス語、ドイツ語から英語に、また、その逆も同様に全訳するためのソフトを開発済みです。近いうちに、esp@cenet はこの研究成果を活かすことができるでしょう (3ページの別掲記事を参照)。このような言語の自動翻訳は、esp@cenet ユーザに評価されるでしょうが、ヨーロッパ人にとって世界中で言語的に極めて難解な地域はその他の大陸、特に、日本、中国、韓国です。

幸いなことに、日本は機械翻訳技術に巨額の資本を投じており、ヨーロッパにおいて我々はこの状況に非常に感謝しています。PATOLIS-e システム (残念なことに最近廃止されました) はこの分野に新たな基準を設けました。

In this issue

- 2 Editorial
- 3 esp@cenet automatic translation and other new features
- 4 Korea offers machine translation and searching in English
- 4 Quality management of EPO data
- 5 The future of patent information
- 5 EPO Patent Information Conference in Cyprus
- 6 First post-reform revision of the IPC
- 6 Vital statistics!
- 7 The new version 5.2 of the MIMOSA retrieval software!
- 7 Publications
- 8 Are you fit for Asia?
- 8 Enabling partnerships in the online world
- 9 Other News

4:2006

editorial news

▶1ページから続き

また、JPO は英語への機械翻訳を知的財産権電子図書館 (IPDL³) にまとめることを決定しましたが、この決定は日本語の資料に関しては劇的かつ肯定的な影響を与えています。韓国も非常に積極的であり、高度なシステムが間もなく市販される予定です。この韓英システムは言語横断的な特許検索機能 (英語のキーワードが入力されると、それを機械が韓国語に翻訳後、韓国文献が検索され、結果が英語に再翻訳されるという機能) が今後盛り込まれるでしょうが、これまでこのシステムを目にしたことのある人々の関心を引いています。これに関しては、本特許情報ニュースの別掲記事で詳細に説明しています (4ページを参照)。

現在のところ産業が直面する新たな課題は中国であり、特許申請は世界中で最も急速に増加し、2005年には170,000件を超えました。さらに、実用新案申請は約140,000件でした。言葉の壁は大きな障害ではあるものの、中国語の資料を考慮せずに十分な特許検索はあり得ないと明らかに結論付けることができます。機械翻訳は短期的に若干の安心感を与えることができるという意見は賛否両論に分かれています。いずれにしても、機械翻訳プログラマにとって中国語と英語は特に困難な言語の組合せであり、「有用性の高い」翻訳アルゴリズムの登場まで時間を要するでしょう。

その一方で、可能な限り徹底的に中国語の資料にアクセスしなければならないことをヨーロッパ産業は察知しており、その解決策に積極的に取り組んでいます。明らかに、中国は今後数ヶ月および数年間注目しなければならない興味深い地域となるでしょう。

traduzione
automatica
機械翻译

1 T.A.U.S. = 自動翻訳ユーザ会、www.translationautomation.com を参照。

2

http://www.european-patentoffice.org/epidos/conf/epopic2006/programme/07_11.php

3 http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg_e.ipdl

決定の年

大抵の人にとって、一般的な時間の尺度は暦年です。商工業では時間は会計年度で計測されます。ヨーロッパ特許庁 Principal Director Patent Information の1年は年次特許情報会議で始まり、この会議で終わります。

そのため、キプロスのパフォスで最近開催された2006年の会議の閉会は、我々にとって新たな特許情報年度の開始を意味しており、ラトビアの首都リガで次年度開催される会議までの12ヶ月に発表されることが予想される開発のいくつかをこの機会にひととおり確認してみようと思います。

Curt Edfjall 副長官は、パフォスでの歓迎挨拶でEPO の戦略に関するディベートの背景とその将来への影響について演説しました。「利用方針」案は各国の特許庁が作成する検索レポートをEPO が利用する場合も対象となるのですが、この案を分析するために立案される試験プロジェクトの結果は2007年の会議までに得ることができるでしょう。2006年の会議で展開されたディスカッションはかなりの混乱状態を呈したため、この「利用方針」は検索レポートを相互承認したものではないことを、ユーザに対して明確に示す必要もあるでしょう。ただし、現在のところ加盟国、EPO のいずれもその実施を希望していません。

一方、現在のところヨーロッパの特許政策では果たす役割がありませんが、来たる2007年の会議までに日本特許庁の「特許審査ハイウェイ」プロジェクトが成功する可能性についても確認することができます。

今後1年間にわたり、一般にEPC2000 として知られている EPC の改訂が与える影響を、専門家は判断しなければならないでしょう。後日、機会があるたびに依頼人が優先権を主張する場合、例えば、これが検索レポートの作成速度に影響を及ぼす場合があります。実際のところ依頼人は将来にわたり手続き中に特許範囲を制限できるため、新たな種類の文献が作成されることになるでしょう。これは、EPC 2000 が

2007年12月に施行される前に、慎重に分析しなければなりません。

その他に現在多大な注目を集めているのは、中国特許文献の範囲に関するディベートです。こ

れまで、当然のことながら最高品質の検索システムであっても、日本語の実用新案のクレームを網羅する必要はありませんでした。しかし、中国語の実用新案に関しては状況が異なり、ヨーロッパの特許システムのユーザは欧州特許庁の資料で完全に網羅することを要求しています。結局、この問題を解決できるのは機械翻訳システムのみです。一方、機械翻訳システムが整備されるまで、格差を縮める最適な方法に関してディベートが盛んに行われるでしょう。

次年度の会議が開催される2007年の10月までに、欧州特許文献専用の無料アクセスサービスである publication server の展開、MIMOSA の機能、新たなデータ収集、esp@cenet での対話型翻訳、esp@cenet での引用例と被引用例など、パフォスで示された新たな開発が我々のユーザにどれほど受け入れたのかを確認することもできるでしょう。

私の意見としては、2007年10月までにEPO の議決機関は特許情報政策の改革に関して合意することで、欧州特許ネットワーク (EPN) の枠組みの中で、新たな政策は戦略に関するディベートの結果と共に成果をもたらすことが同様に重要です。

概して言えば、これからの1年は興味深い特許情報の年となると誰もが認めるでしょう。



Wolfgang Pilch
Principal Director Patent Information



自動翻訳とその他の機能

自動翻訳、被引用、欧州特許登録簿とのリンクが、2006年末に登場した esp@cenet の主要な3つの新機能である。

英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語への翻訳

新たな自動翻訳機能によって、英文明細書の翻訳、または、フランス語、ドイツ語、スペイン語でのクレームが可能です。また、英語以外の明細書やクレームの英語翻訳も可能です。

機能の使い方は非常に簡単であり、「この文章の翻訳」ボタンをクリックするだけです。

A combined intraframe and interframe transform coding method.

Bibliographic data | **Description** | Claims | Mosaics | Original document | INPADOC legal status

Description of EP0123456

Translate this text

A COMBINED INTRAFRAME AND INTERFRAME TRANSFORM CODING SYSTEM
The present invention relates to methods and apparatus for processing image signals to remove redundant information thereby making the signals more suitable for transfer through a limited-bandwidth medium. The present invention specifically relates to methods and apparatus for use in video compression systems.

次に、ご希望の対象言語を選択すると、翻訳された文章が表示されます：

Select target language for the translation of the description of document EP0123456

German | French | Spanish

Result Page

Notice: This translation is produced by an automated process; it is intended only to make the technical content of the original document sufficiently clear in the target language. The service is not a replacement for professional translation services. The conditions of use are also applicable to the use of the translation tool and the results derived therefrom.

UN INTERVENIO CONSTATADO X UN INTERVENIO ENVIADO AL SISTEMA DE COORDINACIÓN que a actual invención se relaciona con los métodos y el aparato para procesar señales de imagen de quitar la información redundante de tal modo que hace las señales más convenientes para la transmisión con un ancho de banda limitado de ancho. La actual invención se relaciona específicamente con los métodos y el aparato para su uso en los sistemas de vídeo de compresión.

Muchos sistemas de vídeo utilizan los sistemas de vídeo de compresión de vídeo, por ejemplo, la codificación digital se requiere a menudo en el proceso de los señales de la televisión que utilizar un ancho de banda limitado de transmisión para que los usuarios de dicho sistema de vídeo puedan visualizar la imagen.

esp@cenet 専用の翻訳エンジンは開発されていないため、「翻訳」をクリックした場合、第三者のウェブサイトへの文章の送信、そのウェブサイト上での翻訳、次に、esp@cenet ユーザへの再送信という過程を経ます。

被引用

これまで、ある特許文献を入手し、特許出願を後日行うためにその文献が検索レポートで引用されたことがないか確認したいと思ったことはないでしょうか。esp@cenet の新たな「被引用」機能は、その問いに答えることができるでしょう。「引用文献一覧の表示」リンクをクリックするだけです。対象とされる引用例は、出願人の引用例ではなく審査官の引用例です。

Application number: EP1064302/00 10643028
Priority number(s): US19830479/00 19830328

View the EPDOC in your profile
View list of citing documents
View documents in the European Register

Abstract of EP0123456
An apparatus and method for signal processing employing intraframe and interframe variable prediction transform coding. Images are represented by a sequence of frames of two-

LIST OF CITING DOCUMENTS
EP00000000/00 DOCUMENT CITE EP0123456

1	Method of fabricating a contact with a post contact plug array	Inventor: MERCHANT, DAVID M (US)	Applicant: ASPECT SYSTEMS INC (US)
2	Vascular mechanosensitive transporter gene therapy in parkinson's disease	Inventor: KANG, UN-SUNG (KR)	Applicant: ASPECT SYSTEMS INC (US)
3	Electrostatic chuck having heater and method	Inventor: WANG, YU (US); SHARPLESS, SHAMUEL (US)	Applicant: AMPLIS MATERIALS INC (US)
4	Foot plate for harmonic shaft	Inventor: CLEMEN, HARRY EMMES	Applicant: COBLENZ CORP
5	Material handling machine	Inventor: DAVIS, LARRY E (US); JAY, WALTER (US)	Applicant: SAG INTERNAT LTD AG (DE)
6	Stable, high available halogen T, S, S-triazine-2,4,6-triazine compositions having rapid dissolution rates	Inventor: GARD, JOHN P.; NEED, CHRISTOPHER	Applicant: GREY-LANDS CHEMICAL CORP (US)

EP 登録簿データへのハイパーリンク

現在、新たなリンク機能によって、esp@cenet で EP 文献の書誌データを確認中いつでも、関連するレジスタープラスにリンクできるようになりました。今後、Euro-PCT アプリケーションとのリンクも可能となるでしょう。

検索結果一覧の拡大

最後に、esp@cenet に表示される検索結果一覧が拡大されました。現在、拡大した結果一覧で15件（従来は10件）、縮小した結果一覧では30件（従来は20件）の記録をユーザは確認できます。

このような全ての変更の詳細情報は、esp@cenet フォーラム (<http://forum.espacenet.com/>) をご覧下さい。または、espacenet@epo.org までお問合せ下さい。

韓国が英語による機械翻訳と検索機能を提供

韓国特許情報機関 (KIPI) は、KIPRIS (韓国産業財産権情報サービス) データベースで機械翻訳ツールを開始しました。このツールは、2006年の11月から無料で試験用として利用可能です。KIPI が計画する次の段階は、韓国特許文献用の英語検索機能です。試験期間が終了した時点で、このサービスは市販される予定です(2007年初め以降)。

韓国特許文献は 2007年の4月から PCT 最小限資料として認められ、特許庁と特許検索者のいずれも、効率的に韓国特許を検索するという課題を課せられるでしょう。

韓国特許庁の K-PION ネットワークは機械翻訳エンジンを備えており、2005年の11月から世界中の特許庁で利用されています。これは、韓国の代表的な開発研究所である ETRI (電子通信研究所) と韓国のソフト開発会社であるシ

リウスソフトが開発したものであり、KIPRIS データベースの新サービスとしても利用される翻訳エンジンです。

機械翻訳プロジェクトにおけるこの最初の段階で、機械翻訳された全文は KIPRIS の「KPA」(韓国特許英語抄録) データベースを通じて生成されます。ユーザはこのように韓国特許文献を英語抄録で検索し、次に、検索した韓国特許文献の全文を英語に機械翻訳することができます。「特許」検索インターフェースでも全文を機械翻訳することができます。これは、文献番号、日付、IPC クラスなどの書誌検索基準を利用して韓国語の特許と実用新案を検索する英語のインターフェースです。

KIPI の計画は韓国語の特許文献と実用新案文献に英語検索機能を適用するため、非韓国語圏のユーザでも特別な翻訳サーバを利用して英語で検索



次に、このシステムは検索クエリを韓国語に機械翻訳し、韓国語の特許と実用新案の全文を検索します。次に、検索結果は再び英語に機械翻訳されます。

KIPI は2007年初めにこのサービスを開始する意向であり、会員サービスを「従量課金制」価格で提供する予定です。詳細な情報と価格については、KIPI の IT 開発計画チームの YooChan Choi uchan2@kipi.or.kr までお問合せ下さい。または、EPO の東アジア・ヘルプデスク asiainfo@epo.org までお問合せ下さい。

KIPRIS での韓国語の機械翻訳エンジンは、試験目的のため2006年末まで無料の予定です。 <http://eng.kipris.or.kr> をご覧下さい。

EPO データの品質管理

「継続的な品質改善」は、EPO 文化において重要な役割を果たしています。EPO の資料作成活動に関しては、継続的な品質改善への努力によって、すでに実行されている数多くのベスト・プラクティスと手続きを兼ね備えた品質管理システム (QMS) が自発的に構築されました。

品質基準 ISO 9001:2000により、EPO は新たな手続きと作業指導書の適用、結果の記録、さらに適切な監視ツールの開発を義務付けられました。その努力は報われました。最も重要な資料作成プロセス (下記の図を参照) に対応する新たな QMS により、次のような改善が認められました。:

- データ・フローを適切に同期化。この結果、受信データを迅速に入手可能となりました。
- 異なる国とデータ型の格差を系統的に検出補正。

モルドバ、アルゼンチン、チリ、メキシコ、ルーマニア、および、ユーラシアの特許庁からの数多くの画像記録、さらに、ドイツの実用新案、オーストラリアの A,B 文献、中国の A,C,Y 文献が過去12ヶ月間に EPO データベースに追加されました (提出される書誌記録と照合する)。

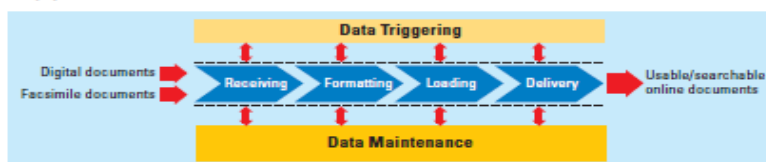
- 欠損または誤ったデータ要素を系統的に補正 (例、書誌情報)。
- プロセスの合理化と効率向上 (例、冗長性削除)。
- 資料の品質に関するユーザからの苦情が減少。

また、各国の特許庁やメーカーと EPO の関係は相互の信頼関係次第で決まり、この相互の信頼関係自体も品質保証次第で決まります。

世界特許データの収録範囲に関するレポートは、データベースのデータ内容を国別に正確に示し、透明性と品質、特に入手速度、完全性、正確性を向上させるものですが、1年に2回インターネットで公開されます (http://patentinfo.european-patentoffice.org/_resources/data/pdf/global_patent_data_coverage.pdf)。

QMS では、データベース管理のあらゆる欠点を解決することはできませんが、現状を把握することで今後取るべき方向性を容易に選択することができます。

Key processes in EPO documentation



特許情報の将来

「現在、特許は容易に入手できるが、以前に比べて理解し難くなった。」Curt Edfjäll EPO 副長官は先月キプロスで開催された EPO 特許情報会議のプレゼンテーションで特許情報に関してこのように結論付けた。



Curt Edfjäll

再検討中の特許情報政策

「特許情報のユーザは以前よりも増加しているが、専門家は減少していると思われる」と彼は述べました。Edfjäll 氏は、1988年に EPO が特

許情報政策を導入してから世界は多くの点で変化していると説明し、現在その政策は再検討中であると発表しました。彼はヨーロッパの特許情報ユーザに対して好機を逃さず、EPO に文書で意見を提出するように促しました。

EPO 管理理事会の6月の会議で合意に達することを目標として、2007年の上半期中は政策に関するディスカッションが続けられるだろうと彼は述べました。

特許情報の戦略的機能

特許情報の将来は、会議の基調演説者であるミュンヘン大学 Dietmar Harhoff 教授も演説した問題でした。「特許情報の戦略的機能」と題した演説の中で、「特許システムから得られた情報は、戦略的計画と技術革新管理にとって極めて重要な情報源の一つとなっている」と主張しました。特許出願人の関心は個々の特許から全体的な特許ポートフォリオに移行している現状を説明しました。

特許分野ではデータの全体像を視覚化することが重要になっていることと、引用分析に対する注目が高まっていることを彼は述べました。特許はどれくらいの価値があるのかという質問を投げかけ、特許の価値を決める2つの主要因は、全体的な投資額（費やした時間と金額、発明者の人数など）と発明

者の特徴であると結論付けました。

特許情報の将来は、2つの一般的な見解のうち長期的に優勢に立つことができるものによって決まると Harhoff 教授は述べました。

■ 特許は複雑な技術データを取り扱ったものであり、それを理解できるのは技術出身系の官僚や専門家のみであるという見解。

■ 特許は豊富で詳細かつ科学的に有効な内容の情報源であり、高い予測力を持ち特許を「戦略家が利用するツールボックスの必要要素」となるものであるという見解。

特許情報を「経済的な枠組みに積極的に取り込み」、「標準的戦略と技術革新管理に関するカリキュラムとテキストに早い段階で取り込むべきである」という主張で締めくくりました。

会議の反応は肯定的であり、Harhoff 教授は数多くの参加者の共感を得ました。また、EPO の Johannes Schaaf による「経済情報源としての特許」に関するプレゼンテーションも同様に共感を得ました。

特許情報政策を再検討中であるというニュースに特許情報ユーザがどのように反応するのか、また、Harhoff 教授の主張にユーザがどの程度同調しているのかを確認するのは興味深いことでしょう。

読者の中で特許情報政策に対してご意見を持たれた方は、特許情報ニュースの編集者まで文書にてご連絡下さい。または、Wolfgang Pilch EPO, Principal Director Patent Information までご連絡下さい (wpilch@epo.org)。

この記事で言及した演説はすべて以下のサイトで確認できます。

<http://www.european-patent-office.org/epidos/conf/epopic2006/>

「プログラム」をクリックして下さい。

EPO特許情報会議

2006年11月6～8日、キプロス

2006年 EPO 特許情報会議は、キプロスにて11月6～8日まで開催されました。前年と同様に、この会議に関する情報は会議用のウェブサイトで確認することができます。

ウェブサイトには、当該問題に関して多方面の記事で言及した演説の原稿、および、会議プログラムに参加するその他のすべてのプレゼンテーションが掲載されています。その内容は、「発明の単一性」の分析、パテント・ファミリーの問題、EPO への特許出願の期間から、EPO 特許情報製品に関する最新のニュースまで多岐に渡っています。ウェブサイトは以下のとおりです。

<http://www.european-patent-office.org/epidos/conf/epopic2006/>



IPC 改正後に行われる初めての改訂

2006年1月に実施された国際特許分類 (IPC) の改正で最も重要な特徴の一つは、分類手法を以前に比べて極めて短い間隔で変更出来る点である。

以前の IPC は5年毎に1回のみ見直しされていましたが、改正後の IPC は必要に応じて3ヶ月毎に改訂できるようになりました。

整理統合を目的として、2006年は新たな IPC の変更を行わないことが決定されました。しかし、IPC 同盟に所属する特許機関は、2007年1月にさまざまな点を変更すると決定しました。

以下の技術分野が変更されています:

A62D3/00	<i>Processes for making harmful chemical substances harmless</i>	A number of subgroups and an indexing scheme have been added in order to permit a more detailed classification of the processes and the harmful substances treated.
H02M	<i>Apparatus for the conversion of electric power</i>	A number of new groups for special types of converter have been added.

良好な三極協力の典型的な例で明らかのように、このような分野の新たな分類の構造と表現は、EPO、USPTO、日本特許庁の特許審査官によって三国協調プロジェクトという枠組みの中で開発されました。最初の試験はすでに終了しました。

分類手法は、WIPO ウェブサイト (www.wipo.int) において電子形式でのみ提供されています。

興味深いことに、これまでの IPC と対照的に現在の改訂には文献の再分類も含まれています。そのためには中心的な分類データベース (マスター分類データベース - MCD) を管理する EPO は、WIPO やその他の特許機関と緊密に協力しています。変更された分野に分類された各パテント・ファミリーから代表的な文献が選択され、関与するいずれかの特許庁に送られた後、再分類されます。

再分類後、新たに付与される識別番号が、そのパテント・ファミリーに属するその他のすべての文献に付与されます。複数の特許庁間で作業を分担し、パテント・ファミリーを利用することで、変更されたすべての文献を極めて効率的に再分類できます。

注目しなければならないのは、3ヶ月という間隔はアドバンス・レベル IPC のみに適用されているという点です。コア・レ

ベルのグループの変更は3年毎に1回のみであり、これはユーザに対して安定性を保証するためです。すべてのサブクラスとメイン・グループ、および、一部のサブグループはコア・レベルの要素であるため、3ヶ月毎の改訂段階では現在の手法に微調整が行われるだけです。一般的に、手法の構造変更など根本的な改訂は、コア・レベルの改訂の一環として3年毎に行われます。

人口動態統計!

EPO ワールドワイド特許統計データベース (EPO PATSTAT) に関するいくつかの正確な情報

特許は経済活動の指標として重要であることを政策立案者が認識するに伴い、この特殊用途における特許情報の需要が明らかに高まっています。この需要に応えるため、EPO の特許情報源 (DOCDB) を基に EPO ワールドワイド特許統計データベース (EPO PATSTAT) が作成されました。また、このデータベースは特許データの統計分析に最大限に活用されています。2006年10月23日と24日の2日間にウィーンで開催された「政策立案のための特許統計会議」に参加したユーザの最初の反応は、極めて肯定的でした。このような非常に特殊なニーズに応え、分析用の共通基準となる資源を EPO PATSTAT で初めて提供することに研究者と政策立案者いずれも同意しました。

内容

EPO ワールドワイド特許統計データベースには、EPO の特許情報源 (DOCDB) の書誌データがすべて盛り込まれています。さらに、EP と US 登録簿に登録されている EP と US の出願人と発明者の所在地に関する情報が盛り込まれています。

形式

このデータベースは、リレーショナル・データベースへの統合を目的として作成されました。使用される形式は、ユニコード CSV です。現在のところ、このデータベースは3枚の DVD で配信され、解凍時は約40GB 必要です。

利用者は?

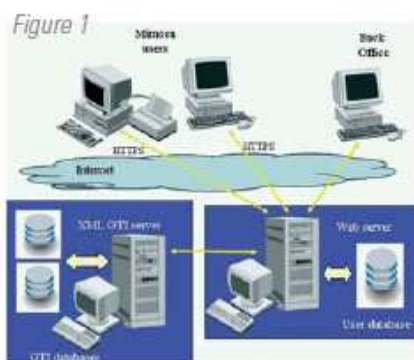
EPO PATSTAT は、特に政府/政府機関と学術機関が利用するために開発されました。販売は制限されており、商業利用は想定されていません。この製品を購入する資格がある機関に所属されている場合、以下のサイトから注文することができます。

inpadocservices@epo.org

MIMOSA 検索ソフトの新バージョン5.2対策とは？

MIMOSA 検索ソフトの新バージョン5.2 が販売される予定であり、ESPACER/ MIMOSA ユーザの中からその新機能、特に、オンラインでの ESPACER データベースへの安全なアクセス機能を試してみたい志願者を探している。

このシステムはユーザの認証を行い、オンライン・データベースへアクセスする前に会員としての条件を検査します。(図1)。ユーザの身元確認後初めて、検索に利用するデータベースにホスティングされたサーバにこのソフトが検索要求を送信します。このようにアクセス制御と検索データベースを分けることで、インターネット全体に検索データベースを広めることができます。この場合、民間のプロバイダ、EPO、または、この技術を利用する各国の特許庁と共同で広めることになるでしょう。



ログイン手続きは簡単であり、ユーザは分かりやすいウィンドウの指示に従ってデータベース・サーバへのアクセス・パスを設定します。簡単なテキスト・エディタを用いた MIMOSA 設定ファイルに、管理者は要求された情報を直接入力することができます。異なるホスト上の多様なデータベースと併せて MIMOSA をオンラインで簡単に利用できるようにするために、同一のワークステーションで複数のユーザがこのソフトにアクセスできます (図2)。

ある興味深い機能によって、ユーザはデータベースの変更毎にユーザの ID やパスワードを再入力せずに、オンライン・データベースで一連の順次検索を自動的に行うことができます。当然ながら、オンライン検索は MIMOSA バッチ検索機能を利用して、LAN 上のジュークボックス内に格納された光ディスクでの検索、または、ローカル・ハード・ディスクに格納されたデータベースと組み合わせることができます。この機能は非常に強かつ強固であり、100MB を超えるヒットリストによって最大数百万件というヒット数を誇ることが試験で示されました。

次の ESPACER シリーズは、現在オンラインで提供されています:

- ESPACER EP - 毎週発行される EP A と B 文献の全文
- ESPACER BULLETIN - EP 文献の手続きに関するデータ
- ESPACER ACCESS EP-A - EP と PCT 出願の書誌データと抄録
- ESPACER ACCESS EP-B - 英語、フランス語、ドイツ語による取得済みの EP 特許すべての書誌データと最初のクレーム

Figure 2



Publications news

"Publications corner" is a regular feature of Patent Information News, providing readers with statistics and general information about EPO publications.

Patent publications

January - December 2006	2006		Change vs. 2005
	Weekly average	Total Jan-Dec 2006	
EP-A documents			
EP-A1	822	42 765	9.5%
EP-A2	390	20 301	-0.2%
Total EP-A1 + A2	1 213	63 036	6.2%
Percentage EP-A1 of total A1+A2		85.8%	
EP-B documents			
EP-B1+B2	1 222	63 533	17.7%

- EP-A1: European patent applications published with search report
- EP-A2: European patent applications published without search report
- EP-A3: European search reports
- EP-B1: European patent specifications
- EP-B2: revised European patent specifications

Note: The table does not include statistics on European patent applications filed via the PCT route (Euro-PCT applications). These are published by WIPO and are not made available by the EPO unless they are in a language other than English, French or German. Currently about 60% of all European patent applications are Euro-PCT filings.

ESPACER ACCESS EP-C をオンラインで提供し、理想的な方法で ESPACER ACCESS EP を補足しています。

一般的に、ESPACER ACCESS や BULLETIN-タイプのデータ収集のユーザは、MIMOSA のオンライン利用を検討しなければならないでしょう。MIMOSA の新たなリンク機能を利用すると、その他のオンライン・サービス (esp@cenet、Register Plus、Patentscope など) から最新データや文献全文の検索は極めて簡単であり、ユーザが特許情報に費やす経費を節約することにもなります。

光ディスクで提供される ESPACER シリーズの会員の多くがオンライン検索に移行することを我々は希望していますが、ローカル検索は安全であるという事実を考慮して光ディスクの長期保存機能を好む方もいらっしゃるでしょう。EPO は2007年を通じて各種サービスの用途を慎重に監視する予定です。

詳細情報は、epal@epo.org までお問合せ下さい。

アジア対策はできていますか？

最新ニュースは・・・

2005年におけるすべての PCT 出願のうち約4分の1が日本語、中国語、韓国語でした。

この事実とその他の興味深いニュースが、最新の WIPO 「特許レポート2006年」に掲載されています。世界中の申請数（2004年）に関する WIPO の最新の統計によると、受理した特許庁の中で JPO が相変わらず1位、USPTO が2位、韓国が3位、中国が4位でした。WIPO レポートの全文は以下のサイトで閲覧可能です。

www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents

インドにおける国外特許申請の総数が、2005年は19,984件で、2004年と比べて44%増加しました。

インドにおける国内申請も、2004年と比べて25%増加しています。2005年に、インドの特許システムは TRIPS 協定を確実に順守することを目的として大幅に変更されました。2005年に行われた特許法の修正と2006年に修正された特許規則によって、今後特許出願数はさらに増加するものと

思われます。異議申立手続き、仮保護、ボーラー条項、強制実施許諾など、インドの特許手続きに関する詳細情報は、知的財産管理 (MIP) ニュース、2006年10月版「インド - 特許体制は成熟期を迎えた」に掲載されています。
www.managingip.com/?Page=16&ISS=22625 をご覧下さい。

JPO の英語ウェブサイトには世界各国の条約と特許法がまとめられています。

重要な条約、特許法、規則、ガイドライン、法令の本文が、JPO のウェブサイトから英語でダウンロード可能です。対象国は、韓国、中国、ベトナム、マレーシア、インドです。

www.jpo.go.jp/shiryu_e/s_sonota_e/fips_e/mokuji_e.htm をご覧下さい。

韓国産業財産権情報サービス (KIPRIS) もオンライン包袋閲覧を現在提供しています。

韓国版 KIPRIS も、韓国特許文献の電子包袋への無料アクセスを現在提供しています。KIPI との共同で、以下のサイトのオンライン包袋閲覧サービスを通じて包袋情報を検索する方法に関して簡単かつ段階的な検索ガイドをEPO の東アジア・ヘルプデスクは用意していません。

http://www.kipris.or.kr/new_kipris/index.jsp 検索ガイドは、以下の EPO の「韓国に関する一般的な質問」で提供されています。

http://patentinfo.european-patentoffice.org/prod_serv/far_east/korea/index_en.php (「検索のヒントとコツ」欄をご覧ください)。

中国商標法の修正案が2006年4月の公開協議に向けて発表されました。現在の中国商標法は前回2001年に修正されたものですが、この商標法に関して大幅な改正案が数多く提示されました。修正案はすべてが新しい内容ではなく、各種の補助的な規則に導入済みのももあります。修正案に含まれるのは：商標認定されたにおいと音、一出願多区分制、2001年に廃止されたクレームの一部放棄というコンセプトの再導入です。詳細は以下のサイトをご覧ください。

www.managingip.com/?Page=10&PUBID=34&ISS=22412&SID=648469&TYPE=20

出典：知的財産管理 (MIP) ニュース、2006年9月版、「中国:商標法の改正」

オンラインの世界におけるパートナーシップの実現

リスボン、2006年 EPO オンライン・サービス年次会議の開催地です。

今年度の EPO オンライン・サービス会議は10月4日と5日の2日間リスボンで開催され、250人以上の代表者を集めました。開会挨拶は、最初に Alain Pompidou EPO 長官、続いて António-Serge de Pinho Campinos ポルトガル国立工業所有権機関管理理事会会長が行いました。

プログラムは、各国の特許庁、産業界、EPO の参加者を集めたパネル・ディスカッション形式で進められました。ディスカッションでは、欧州特許ネットワークなどのオンラインの世界におけるパートナーシップの実現というテーマに関して活発な意見交換が行われました。

前年と同様に、会議自体はプレゼンテーション、ワークショップ、セミナーか

ら構成される複数の並列セッションに分けられました。

ストリーム I では、「パートナーシップの実現」という会議のテーマに関して多彩なプレゼンテーションが行われました。欧州特許ネットワーク設立に関して最近行われた合意に基づいて、産業界と EPO の演説者は会議に出席する代表者と見解を共有しました。

ストリーム II では、代表者は epoline システムと esp@cenet に関する実際のワークショップに参加し、オンラインの世界に認められるような技術的パートナーシップを直接体験する機会を得ました。また、参加者は EPTOS (電子特許商標庁システム) について理解を深めました。これは、オンライン申請と電子文書配送サービス、および、各国の特許庁が利用する手続き管理の一連の自動化ツールとなるものです。EPTOS ワークショップでは実際の実演が行われ、その後、商業的な観点から見た EPTOS の影響に関してパネル・ディスカッションが行われました。



が開催する一連のセミナーが行われました。このセミナーは特許付与手続に適用される正式な手続に焦点を絞ったものでした。今年度のセミナーの内容は、エンド・ツー・エンドな特許プロセスを国内とヨーロッパ両方の観点から検討したものでした。

新たに今年度、ストリーム IV では、欧州特許ネットワークを利用する各国の特許庁に対して EPTOS と三極書類アクセス・プロジェクトに関する一連のプレゼンテーションが行われました。

会議に関する詳細はインターネットに掲載されています。www.epoline.org > Events > Annual Conference

セミナーカレンダー 2007

2007年特許情報セミナープログラムが1月にオンラインで提供されます。数々の新セミナーに加えて、好評をいただいているEPO特許情報セミナー入門編を二回にわたってお届けします。また、来年早々には、好評の「仮想教室」シリーズの再開を予定しています。これからイベントの詳細は <http://patentinfo.europeanpatentoffice.org/learning/> をご覧ください。または、Roland Feinäugle (training.vienna@epo.org)にご連絡ください。

「極東と西洋の邂逅」 - 2007年4月26-27日

次回の「極東と西洋の邂逅、ウィーンにて」フォーラムは2007年4月26-27日に開催されます。このイベントに関する電子メールによるご案内は、フォーラム・ホームページ (www.european-patent-office.org/epidos/conf/jpinfo/2007/)上のフォームでご請求ください。またはEPOの東アジア特許情報チーム (asiainfo@epo.org)にご連絡ください。

EPO特許情報 リガ会議2007

EPO特許情報会議2007がラトビアのリガのReval Latvijaホテルにて、2007年10月16-18日に開催されます。会議準備のためには www.european-patent-office.org/epidos/conf/epopic2007/ にメールアドレスをご登録ください。

EPOの新統一eメールアドレス

EPOの新統一eメールアドレスは、info@epo.orgです。ご質問のあて先が不明の場合info@epo.orgにメールをお送りください。お送りいただいたメールは担当のヘルプデスクに転送されます。既存のヘルプデスクのeメールアドレスに変更はありませんので、直接ヘルプデスクにメールをお送りいただくことも可能です。



© Daniel Sualle

Some important telephone numbers

Vienna information service

Tel.: +43 1 52126 4051
Fax: +43 1 52126 4533
e-mail: infowien@epo.org

EPO on the internet

www.epo.org
Tel.: +43 1 52126 4032
Fax: +43 1 52126 3292
e-mail: webteam@epo.org

Paper publications

Tel.: +43 1 52126 4548
Fax: +43 1 52126 2491
e-mail: docdeliv@epo.org

Electronic publications advice line

Tel.: +43 1 52126 2411
Fax: +43 1 52126 2492
e-mail: epal@epo.org

EPO Customer Services are open for your enquiries on all matters relating to European patents:
Tel.: +49 89 2399 4636, e-mail: info@epo.org

Subscriptions

Tel.: +43 1 52126 4546
Fax: +43 1 52126 2492
e-mail: subs@epo.org

INPADOC helpdesk

Tel.: +43 1 52126 115
Fax: +43 1 52126 3292
e-mail: inpdoc@epo.org

Asian patent information

Tel.: +43 1 52126 4545
Fax: +43 1 52126 4197
e-mail: asiainfo@epo.org

Training

Tel.: +43 1 52126 1043
Fax: +43 1 52126 4533
e-mail: training.vienna@epo.org

Switchboard

Tel.: +43 1 52126 0

Impressum

Publisher: Wolfgang Pilch
Editors: D. Shalloe, K. Maes
Contributors: N. Clarke, R. Feinäugle, F. Ferreira, H. Moohan, W. Pilch, V. Rogier, I. Schellner, D. Shalloe, V. Vajsbaher, A. Wenzel, H. Wongel
Design: Atelier 59, Munich

Patent Information News is published by the Principal Directorate Patent Information, European Patent Office, Vienna sub-office, Rennweg 12, 1030 Vienna, Austria.
Tel: +43 1 52126 0

The opinions expressed in this publication are not necessarily those of the EPO.
ESPACE, *esp@cenet* and *epoline* are registered trade marks.